

鎌倉・覚園寺の祖師像及び伽藍神像について

塩澤 寛樹・内川 瑞穂

はじめに

覚園寺は建保六年（一一二八）に鎌倉幕府第二代執権とされる北条義時が創建した大倉葉師堂をその前身とし、永仁四年に九代執権北条貞時が四宗兼学寺院として、覚園寺と改めて開いた名刹で、幕府滅亡後も足利氏の帰依を受けて栄えた。そうした由緒を示すべく、当寺には中世期の仏像・肖像を多く伝え、すでに重要文化財や神奈川県重要文化財に指定されている作例も少なくない。

その中で、祖師像五軀は中世の制作とされながら未指定で、伽藍神像三軀は像内納入の銘札により応永二五年（一四一八）に法眼朝祐の作であることが明らかで、鎌倉市指定文化財であるものの、両者はこれまで詳しく取り上げられることは少なかった¹⁾。執筆者は近時、覚園寺ご当局的格別のご配慮を賜り、諸像を精査する機会に恵まれた。そこで、本稿では諸像の概要、制作年代や作者について改めて検討し、祖師像のうちの三軀と伽藍神像との関係や当初の安置状況についても論じることとする。なお、「はじめに」、第三章、「まとめ」を塩澤が、第一章を内川が執筆、第二章は塩澤、内川で協議のうえ執筆し、全体を塩澤が調整した。

第一章 覚園寺の祖師像及び伽藍神像の概要

現在、覚園寺の葉師堂には開山心慧智海坐像と伽藍神像三軀、愛染堂に祖師像四軀が安置されている。以上の八軀については、これまで簡単な概要は報告されているが、実査に基づき、ここでより詳しく八軀の形状、法量、品質・構造、保存状態について述べる。

(一) 祖師像

智海心慧上人坐像

〈形状〉

頭部は円頂とし、膝上で右手は払子の柄を執って、左手は第一指及び第二指で払子の毛先を持ち、他指は握る。顔を正面に向けて坐す。前あわせの法衣を着け、輪宝状の鐙のある袈裟を懸けて、裙を着ける。着衣は正面と側面で長く垂らす。

〈法量〉 単位：cm

像	高	五一・五	面	巾	一〇・八
頭頂↘顎先	一六・八	面	奥	一四・六	
耳	張 一三・二	袖	張	六二・七	
肘	張 四一・三	頭頂↘衣先	七八・九		
裾	張 三九・四	胸	厚 一八・〇		
垂下部長	二七・四				

腹 厚 一八・六 膝 奥 三三・四
 像 奥 三三・二

〈品質・構造〉

品質は、木造で（寄木造）、彩色仕上げとし、玉眼を嵌入する。

構造は以下のとおりである。頭・体幹部を通して前後三材矧ぎとし、両体側部も前後三材矧ぎとする。頭部は体幹部前材及び中間材より造り、矧ぎ目は耳の前方をかすめる。胸部肉身は頭部前面と共材とし、襟に沿って体幹部と割首するかとみられる。以上の材に内割りを施し、像底を削り残す。左側の体側部の外側に前後二材を矧ぎ、右側の対側部の外側に腰部材を矧ぐ。両耳及び頭部の耳付近は薄く別材矧ぎとする。垂下部正面は上下に三材矧ぎとし、両側面に各一材を矧ぐ。両前臍部を矧ぎ、両手首先を挿し込む。持物は別材とする。

像底を含めて、ほぼ全面に布貼りを施し、錆漆、黒漆、彩色とする（以上はすべて後補か）。

〈保存状態〉

右手首先、左手第一・二指及び三・四・五指の第二関節より上、環、持物、像表面、左袖下部を後補とし、彩色の剥落が認められる。

南山道宣律師坐像

〈形状〉

頭部を円頂とし、右手は甲を上にして扨子の柄を執り、左手は掌を仰いで全指を軽く曲げ、扨子の毛先を受ける。顔を正面に向けて坐す。着衣は、前あわせの法衣を着け、輪状の環のある袈裟を懸け、裙を着ける。着衣は正面と側面で長く垂らす。

〈法量〉 単位：cm

像 高 五四・三
 頭頂、顎先 一九・〇 面 巾 一一・四
 耳 張 一四・一 面 奥 一五・三
 肘 張 四一・九 袖 張 五七・五

裾 張 五三・四 頭頂、衣先 八一・七

垂下部長 二七・四 胸 厚 一七・五

腹 厚 二〇・三 膝 奥 三五・一

像 奥 四二・三

〈品質・構造〉

品質は、木造で（寄木造）、彩色仕上げとし、玉眼を嵌入する。

構造は以下のとおりである。頭・体幹部を通して前後三材矧ぎとし、両体側部も前後三材矧ぎとする。頭部は体幹部前材及び中間材より造り、矧ぎ目は耳前を通る。胸部肉身は頭部前面と共木とし、襟に沿って体幹部と割首するかとみられる。以上の材に内割りを施し、像底を削り残す。背面地付に薄く一材、体側前材の左右に腰部の小材を矧ぐ。着衣垂下部の正面は上下に二材を矧ぎ、両側面に各一材を矧ぐ。左側袖先に小材を矧ぐ。両前臍部を矧ぎ、両手首先を挿し込む。

像底を含めて、ほぼ全面に布貼りを施し、錆漆のうえ黒漆下地とし、彩色仕上げとする（以上はすべて後補か）。

〈保存状態〉

左手全指、右手第五指、左袖先の小材、像表面、左側袖先の小材を後補とし、彩色の剥落が認められる。

大智元照律師坐像

〈形状〉

頭部は円頂とし、右手は胸の高さで掌を正面に向けて握るよう筆を執る。左手は膝上で掌を仰ぎ、第二指のみ伸ばして他指で経巻を握る。顔を正面に向けて坐す。前あわせの法衣を着けて、輪状の環のある袈裟を懸け、裙を着ける。着衣は正面と側面で長く垂らす。

〈法量〉 単位：cm

像 高 五三・四
 頭頂、顎 一八・六 面 巾 一一・一
 耳 張 一三・四 面 奥 一五・〇

肘	張	三九・四	袖	張	五四・五
裾	張	三六・六	頭頂く衣先	七九・四	
垂下部長	二六・〇	胸	厚	一八・六	
腹	厚	一九・四	膝	奥	三七・七
像	奥	四三・五			

〔品質・構造〕

品質・構造は、概ね南山律師像に準ずる。

〔保存状態〕

左手の全指、持物、像表面を後補とし、彩色の剥落が認められる。

俊苒律師坐像

〔形状〕

頭部はなだらかな円頂とし、膝上で右手は払子の柄を執り、左手は掌を仰いで払子の毛先を軽く握る。顔を正面に向けて坐す。着衣は、前あわせの法衣を着けて、輪状の鐙のある袈裟を懸け、裙を着ける。着衣は正面と側面で長く垂らす。

〔法量〕（単位：cm）

像	高	五二・五	面	巾	一一・二
頭頂く顎	一八・二	面	奥	一五・一	
耳	張	一五・八	袖	張	五五・〇
肘	張	三八・二	頭頂く衣先	七七・八	
裾	張	四三・九	胸	厚	一九・六
垂下部長	二五・三	膝	奥	三七・一	
腹	厚	二一・三			
像	奥	四一・六			

〔品質・構造〕

品質・構造は、概ね南山律師像に準ずる。

〔保存状態〕

右耳、左手の全指、左袖先の小材、像表面、払子、銅鏡を後補と

し、彩色の剥落、左玉眼のズレが認められる。

願行上人坐像

〔形状〕

頭部は円頂とし、両手は膝上に置いて、右手は甲を上にした払子の柄を執り、左手は掌を仰いで払子の毛先を握る。顔を正面に向けて坐す。着衣は、前あわせの法衣を着けて八角形の鐙のある袈裟を懸け、裙を着ける。着衣は正面と側面で長く垂らす。

〔法量〕 単位：cm

像	高	五〇・四	面	巾	一一・七
頭頂く顎先	一六・六	面	奥	一四・九	
耳	張	一三・五	袖	張	四九・〇
肘	張	三四・二	頭頂く衣先	七四・四	
裾	張	四一・〇	胸	厚	一七・〇
垂下部長	二四・〇	膝	奥	三六・八	
腹	厚	二〇・四			
像	奥	三八・四			

〔品質・構造〕

品質は、木造で（寄木造）、彩色仕上げとし、玉眼を嵌入する。

構造は以下の通りである。頭部は耳後ろで前後二材矧ぎとする。胸部肉身は頭部と共材に造る。現状、頭部と体部は別材である。体幹部は前後二材矧ぎとし、背面に薄い材を矧ぐ。体側部も前後二材矧ぎとする。体側部外側の左には一材、右には二材を矧ぐ。

脚部は前後二材矧ぎとし、垂下部正面は上下に三材を矧ぎ、垂下部両側面に各一材を矧ぐ。両前膊部を矧ぎ、両手首先を挿し込む。

〔保存状態〕

頭部、両手首先、着衣垂下部、払子を後補とし、虫損、彩色の剥落が認められる。

(二) 伽藍神像

伝修利菩薩倚像 (張大帝)

〈形状〉

高装中を被り、両眼は瞋目して吊り上げ、口髭、顎鬚をあらわし(現状亡失)、鼻孔を浅くくぼめ、耳孔は穿たない。左手は掌を下にして全指を伸ばして膝上に置き、右手は脇を締めて前方に屈臂して、胸の高さで第二指を緩めて、如意を執る。両足は肩幅に開いて椅坐する。服制は、內衣、前あわせの衣を着け、帯飾りのついた幅広の帯を締め、肩からはおる衣を着け、杳を履く。正面及び側面では衣を足首の高さまで垂らす。

〈法量〉 単位:cm

像	高	六五・〇	面	長	一四・三
頭頂く顎先	三〇・九	面	耳	張	一四・八
面	巾	一二・五	肘	張	四〇・一
袖	張	一五・四	裾	張	五一・五
頭頂く衣先	八六・九	冠際	高	四七・八	
垂下部長	二四・〇	胸	厚	二〇・〇	
腹	厚	二三・四	膝	奥	三八・〇
像	奥	三八・九	足先開	外	三一・二

〈品質・構造〉

品質は木造で(奇木造)、彩色仕上げとし、玉眼を嵌入する。

頭体幹部を通して前後三材矧ぎとし、内割りのうえ、襟にそって割首する。ただし、背面材は首柄底面の位置で鋸びきした後に割首する。両体側部は各前後三材矧ぎする。脚部は前後二材矧ぎ、垂下部は両端が各一材、正面では上下に三材を矧ぐ。両前膊部別材で、両手首先を挿し込む。

〈保存状態〉

正面結び紐の別材部、左手第二・三・四指の第一関節より先、右手

第二・三・四指の第二関節より先、像表面、持物を後補とする。

〈銘記〉

像内納入木札に次の墨書が認められる。

〈表〉

修利菩薩

(梵字五字)

覚園寺住持思咲(花押)

〈裏〉

應永廿五年十一月九日開眼供養

佛所伯者法眼朝祐作

(梵字三字) 采色宇多田主里助

塗師近藤家友

大願主土佐法橋 随珍(花押)

伝大権菩薩像(大権修利または招宝七郎)

〈形状〉

高装中を被り、眉根を寄せ、両眼は瞋目して吊り上げ、鼻孔を浅くくぼめ、耳孔は穿たない。わずかに開口し、上歯、下歯、舌をあらわす。左手は屈臂して、額の前方でかざすように振り上げ、右手は肘を側方へ張って屈臂し、掌を上に向けて第二指から第五指を腰帯に通す。顔はわずかに仰ぎ、右脚は膝をやや外側へ開き、足先はやや下に向け、左脚は足先をやや外に向け、椅坐する。

服制は、右衽打ち合わせの丸首の衣を着け、腰帯を締めて(背面中央右寄りの位置で下方に腰帯の先をあらわす)、袴を着けて、杳を履く。

〈法量〉 単位:cm

像	高	五九・八	面	長	一五・九
頭頂く顎先	二四・四	面	耳	張	一三・五
面	巾	一二・三			

面 奥 一五・三 肘 張 五三・一
 裾 張 五〇・三 頭頂より足下 八三・九
 冠際 高 四九・二 垂下部長 二四・一
 胸 厚 一八・四 腹 厚 二一・五
 膝 張 三七・五 膝 奥 三八・三
 像 奥 四三・〇（左足首） 足先開 外 二七・六
 四九・五（左足先）

〈品質・構造〉

品質は木造で（寄木造り）、彩色仕上げとし、玉眼を嵌入する。

頭体幹部を通して前後矧ぎとし、内刳りの上、首元で割首する。体幹の後方に一材を矧ぎ、体側部に各前後二材を矧ぐ。両腕は肩で矧ぎ、左手は肘、手首で矧ぐ。右手は手首先を矧ぎ、肘付近で矧ぐか。脚部は前後二材矧ぎとし、両腰部は前後矧ぎか。

垂下部は両端に縦材を矧ぎ、正面は上下二材を矧ぐ。両足部及び足先は別材矧ぎとする。

〈保存状態〉

像表面を後補とする。

〈銘記〉

像内納入木札に次の墨書が認められる。

〈表〉

覚園寺住持思咲（花押）

〈梵字五字〉

大権菩薩

〈裏〉

應永廿五年十一月九日開眼供養

〈梵字三字〉

大願主土佐法橋 随珍（花押）

伝大帝菩薩像（太白龍王か）

〈形状〉

中帽を被り、両眼は瞋目して吊り上げ、鼻孔を浅くくぼめ、耳孔は穿たない。両手は胸前で把笏する。両指先は袖に入れる。両膝をやや開いて椅坐する。

服制は、內衣と胸元中央に大小の正方形の飾りがついた道服、裙を着け、帯飾りのついた腰紐を締める。沓を履く。

〈法量〉 単位：cm

像 高 六三・一 面 長 一三・八
 頭頂より顎先 二七・二 面 巾 一二・八
 面 奥 一六・三 耳 張 一四・六
 面 奥 一六・三 肘 張 三八・八
 袖 張 五五・〇 裾 張 五二・四
 総 高 八五・七 冠際 高 四七・五
 垂下部長 二二・六 胸 厚 一九・〇
 腹 厚 一九・六 膝 張 四三・五
 膝 奥 三九・七 像 奥 四四・四
 足先開 外 三四・九

〈品質・構造〉

品質は木造で（寄木造）、彩色仕上げとし、玉眼を嵌入する。

構造は伝修利菩薩像に準ずる。

〈保存状態〉

裙部右側、帯垂下部の右方分、像表面、笏を後補とする。

〈銘記〉

像内納入木札に次の墨書が認められる。

〈表〉

覚園寺住持思咲^{シマキ}（花押）

〈梵字五字〉

大帝菩薩

(裏)

應永廿五年十一月九日開眼供養

佛所伯耆法眼朝祐作 采色宇多田

(梵字三字)

修里助 塗師近藤家友

大願主土佐法橋 随珍 (花押)

(三) 概要に関する補足

以上八軀の概要について、若干の補足をしておくこととする。

祖師像五軀については、いずれも像高一尺七寸前後の倚像である。ただし、願行像は後補の頭部がやや大きめで、もとの像高は幾分小さめであったかと思われる。

その姿は、いずれも法衣を前に長く垂らす形であらわされる。この姿は日本では禅宗肖像に一般的な頂相として知られているが、すでに大森順雄氏が説いているように(大森一九七〇)、当寺の伽藍配置と同様に、祖師像も中国宋代寺院で行われていた形式を踏襲した結果であり、北京律系統の寺院でも行われていた。このことは俊苧が鎌倉時代に将来した京都・泉涌寺の南山律師像、元象律師像の画像においても確かめることが出来る。当寺の肖像彫刻群もそうした例に倣つたこととみられる。

構造は、各像とも中世期に通常の基本的な木寄せであることが分かるが、祖師像では南山律師坐像、大智律師坐像、俊苧律師坐像の三軀には強い類似性が認められ、次章で述べる表現面での親近性と併せると、三軀は一具であることが想定される。

像主については既に指摘があるとおり(大森一九六七、山田一九七四)、南山律師坐像、大智律師坐像については、京都・泉涌寺の嘉定三年(一一二〇) 贊の画像と風貌が似ており、ほぼ確実である。俊苧律師坐像については、これも指摘があるように、嘉禄三年(一一二七) 自贊の泉涌寺画像などと比べて、前二軀ほどの類似はみられないが、別人とするほどではなからうか。願行像は、永正十五年(一五一

八) 銘の鎌倉安養院像とは風貌が似る。しかし、本像の頭部は後補とみられ、安養院像を手本に造られた可能性も否定できなず、その場合、本像が当初から願行像として造られたことを証することは難しくなる。

次に伽藍神像について補足する。像高は二尺前後で、祖師像より少し高いが、冠帽の分を勘案すれば祖師像とほとんど変わらない。

名称については、少し検討を要する。伽藍神像の名称については田中知佐子氏(田中二〇〇八)、奥健夫氏による論考が出されている(奥二〇一三・二〇一四・二〇一九)。奥氏によれば、高装巾を被り、右手で如意を執る形が張大帝であり、右手を額にかざし、開口する姿が招宝七郎または大権修利、両手を拱手する形が太白龍王に当てられるとされる(田中氏は、両手を拱手する形の像の名称については保留としている)。当寺でいま修利菩薩像とされている像が張大帝に、大権菩薩が招宝七郎または大権修利に、大帝菩薩とされている像が太白龍王ということになる。現在の名称は、もとは各像に納入されていたとされ、いま別保存される銘札に拠っているのであるが、どの像に納入されていたかは現在それを証するものがない。「大帝菩薩」と記される銘札はもとは張大帝像(現修利菩薩像)内にあつた可能性が高い。しかし、大権菩薩と修利菩薩が別々の尊格として記されているということは不可解である。応永期においては混乱が生じていたのであろうか。

構造は、三軀のうち伝大権菩薩の体側部が前後二材矧ぎである点と異なるが、他の二像はよく似ており、またこの二軀は南山律師坐像、大智律師坐像、俊苧律師坐像の三軀とも共通性がある。この点は、この六軀の制作事情を考察する上でも見逃せない。

第二章 祖師像および伽藍神像の表現と作者

祖師像のうち、俊苒律師坐像、南山律師坐像、大智律師坐像の三軀と伽藍神像三軀の表現に共通性があることはすでに大森氏や山田氏により指摘されているが、前章をふまえ、祖師像および伽藍神像にみられる表現や作者について、改めて考察を行うこととする³⁾。

祖師像三軀は、大きな破綻なく全体をまとめているものの、頭部はやや過大で、脚部の幅が狭い。着衣は繊細な衣文はあらわさず、ゆるやかな起伏により質感を表現しようとしているが、おおまかな感がある。面部の肉付けは、南山像と大智像は細やかな肉付けは施さず、単調な面に造られる。この二軀に比べると俊苒像は起伏を設けるが、決して繊細とはいえない。このように、この三軀には表現においても共通性がみられるが、これらの特徴は伽藍神像三軀にもそのまま当てはまるといえる。とりわけ、南山像と大智像は面部の単調な造形がよく似ているし、着衣垂下部の表現は伝天帝菩薩像のそれと近い。前章で述べた構造面での親近性と併せれば、この六軀がほぼ同一の作者による一具の作であることは疑えない。

伽藍神像は像内納入の銘札により、応永二五年（一四一八）に法眼朝祐の作であることが明らかである。従って、俊苒像、南山像、大智像の三軀もまた朝祐の作と比定される。

次に、智海心慧坐像について検討する。本像については、これまで右記の作例をやや遡る時期の制作という見方も出されてきた。その主な理由は、頭体のバランスがよいことや表情に生彩があること、袖張が右記六軀より幾分大きめであり、その分ゆつたりとした姿を示すこと等である。とはいえ、着衣表現については右記六軀にかなり近く、面貌表現の繊細さについても格段に差があるともいえない。特に、比較的肉付けの起伏の大きい俊苒像とは鼻から口元へ深いほうれい線を刻む点は共通し、平板的で簡略な造りの耳は六軀ととてもよく似てい

る。これらのことから考えると、智海像の制作年代を数十年遡らせる必要はなく、共通する特色などを勘案すると、六軀とは一具ではないものの、近い時期における朝祐の作とみなしてもよいのではなからうか。

第三章 覚園寺の応永期修造と諸像の当初の安置状況

(一) 覚園寺の沿革

覚園寺の歴史についてはすでに諸書に詳しいが、ここでも簡単に触れておく。当寺は北条義時が発願して、建保六年（一二一八）十二月二日に大倉新御堂（大倉薬師堂）として供養された（『吾妻鏡』同日条）。本尊薬師如来像は「雲慶」（運慶）の作であったと記される。義時が発願に至った契機は、同年七月八日に鶴岡八幡宮での將軍実朝左大臣就任の直衣始に臨んだ後、帰宅した晩の夢に戌神将が現れて、来年の拝賀に供奉しないようにとのお告げを受けたことといい、翌九日に大倉郷に赴いて寺地を定めて一堂建立を発願したという（『吾妻鏡』同年七月八日・九日条）。そして、承久元年（一二一九）正月二十七日、実朝の八幡宮拝賀の際に供奉をした義時の傍らに白い戌が現れ、急に心神が乱れた義時は御剣役を源仲章に譲って退出した後、史上によく知られる公暁による実朝暗殺事件が起こり、仲章も殺害されてしまったが、義時は退出により難を逃れた。このことは、『吾妻鏡』正月二十七日条のほか、二月八日条にも書かれ、その二月八日には義時は大倉薬師堂に参拝している。このように、『吾妻鏡』編纂の十三世紀後半において、大倉薬師堂はかなり特別な寺院として扱われていることが窺われる。これは、得宗家繁栄の礎ともなった義時に対する敬意と共に、当寺は北条氏が初めて鎌倉に築いた仏教拠点であり、これによって北条氏は本拠地を伊豆国から相模国に移したことを示したという重要な意義を持つ（今井一九九〇）。そして、その場所がかつて

頼朝が居を構え、それゆえに幕府も置かれ、頼朝の墳墓堂である法華堂が所在する大倉郷という特殊な場所であったことは、北条氏が幕府の主導権を握っていることを示す宣言ともなったはずである。大倉葉師堂は北条氏と幕府にとつて非常に意義深い寺院であった。

その後、当寺は寛元元年（一二四三）二月二日に焼亡したが、本尊は取り出したという。また、建長三年（一二五一）十月七日には葉師堂谷が焼亡したといい、このときにも被害はあったかもしれない。これを受け、弘長三年（一二六三）三月十日に修造供養が営まれたので、旧状に復したとみられる（以上『吾妻鏡』）。

当寺の大きな発展は、永仁四年（一二九六）に執権北条貞時により、智海心慧を開山に迎えて覚園寺として整備されたことである（至徳三年六月十五日「官宣旨」）。その頃の当寺は、智海心慧が嘉元四年（一二〇六）に記した「智海心慧置文」によると、修造すべき堂宇に仏殿、法堂、祖師堂、土地堂、僧堂、庫院、山門、両廊等が挙げられているので、そうした堂宇が存在していたとみられる。また、教義の面では浄土諸行本願、華嚴、真言、律の四宗兼学の寺院として展開した（正和三年十一月十四日「浄光明寺住持高惠等連署発願文写」）。

鎌倉幕府滅亡後は、足利尊氏の庇護を受け、建武四年（一三三七）二月十日の火災（建武四年「覚園寺住僧申状案」）の復興は文和三年（一二三四）にずれ込むが、仏殿（現葉師堂）の梁牌銘に尊氏が記した銘記が現存する。しかし、延文三年（一二五八）に再度炎上した（足利基氏書状）。その被害の規模は明らかでない。恐らく、仏殿の焼失は免れたものの、このときの被害が応永期の修造を必要としたものと思われる。

（二）応永期の再興

前記のように当寺は罹災と復興を重ねてきたが、応永年間に大規模な復興がなされた。本稿で取り上げる諸像にも直接関わるので、その状況を記しておく。

応永の復興は、応永四年（一三九七）七月に足利氏満から修造料所として「竹澤兵庫助入道跡」（武蔵国比企郡竹澤郷か）が寄付された（応永四年七月十日「足利氏満寺領寄進状」）、財源が確保されたことに始まるらしい。当寺の仏像には、この応永年間に造られた作例が多い。応永八年（一四〇一）から十二神将像の造立が始まる。各像内の銘文により、この年には午神将立像、同十五年に未神将立像が造られ、未神将像の銘記には「午子刀卯辰巳丑以上七躰」は以前に出来ていたと記されており、続く同十六年に申神将立像、同十七年に酉神将立像、同十八年に亥神将立像が造られている。戌神将立像を除く十一軀が十一年間に、恐らく年に一軀ずつ造られたようである。続いて、応永二十三年には伊陀尊天菩薩像（韋駄天）が造られ（この像はいま現存せず銘札のみ残る）、同二十五年には本稿で取り上げる伽藍神三軀が、同二十九年には日光菩薩坐像が造立された。韋駄天像を除き、他は全て仏師朝祐の作であることが判明している。現存作例や記録からすると、応永期の復興は同二十九年頃に終えたようで、寺蔵の位牌によれば朝祐も同三十三年に没したらしい。仏像以外の応永期の資料に、同二十五年銘の虹欄があるが、これについては次節で述べる。

（三）諸像の当初の安置状況

第一節で述べたように、覚園寺として再興された当時、葉師堂は宋代寺院に倣って仏殿と呼ばれ、続けて法堂、土地堂、祖師堂が列記されているので、その当時はそれぞれ別に建っていたとみられる。しかし、いま寺に残る「虹欄」の銘文には次のように記される（大森一九六四・九一）。

東一応永廿五廿六十一日ひがしのすみ大檀那随珍
東二応永廿五廿六十一日

西一法橋随珍檀那応永廿五廿六五日

西二応永廿五廿六十一日

銘によれば、応永二十五年六月に須弥壇ができ、それは東西に分かれ

ていたことが知られる。大森順雄氏は「東、西の符号は東の須弥壇（薬師堂右奥隅）に伽藍神を、西側（同左奥隅）に祖師像を安置したものであろう」とする（大森一九六四・九二）。すなわち、当初別堂であったと思われる土地堂・祖師堂は、堂内に持ち込まれたと考えられる。現状の建長寺仏殿がこの形で、大森氏は「現存する多くの仏殿は土地堂、祖師堂を仏殿内奥左右に設ける。即ち、向かって右に土地堂、左に祖師堂を設ける。（中略）この方式は宋風仏殿の一つの定型と思われる」と述べている。現在伽藍神像三軀は薬師堂内の向かって左奥の壇に祀られ、向かって右奥の壇には阿弥陀如来坐像が安置されるが、この像はもと理智光寺の旧蔵で、明治に廃寺となって以降、当時に移された。従って、本来この位置に安置された像ではない。元来この位置は土地堂として伽藍神像三軀が祀られ、いま伽藍神像三軀が祀られる場所には頂相三軀が祀られていたと推定される。

すでに第二章において、伽藍神像三軀と頂相三軀は朝祐によって一具として造られた可能性が高いことを確認した。以上に基づいて考えると、大森氏推定のとおり、銘文により応永二十五年十一月に造られたことが明らかである伽藍神像三軀は、この時に土地堂安置の像として、頂相三軀は同じ頃に祖師堂安置の像として造立されたと推定でき

おわりに

以上に述べたことをまとめると、次のとおりである。

祖師像五軀は表現、構造などから、室町時代初期頃の制作とみられること、祖師像のうち、南山律師坐像、大智律師坐像、俊苒律師坐像の三軀には強い類似性が認められ、三軀は一具とみられること、この三軀は伽藍神像とも強い親近性をもつことを述べた。そして、伽藍神像は像内納入の銘札により、応永二十五年（一四一八）に法眼朝祐の

作であることが明らかである。従って、南山律師坐像、大智律師坐像、俊苒律師坐像の三軀もまた同じ頃の朝祐の作と比定されることとなり、薬師堂の中で南山像、大智像、俊苒像の三軀は祖師堂に、伽藍神像三軀は土地堂に安置の像として造立されたと推定した。

以上の論旨は、大筋でこれまで指摘されたこともある事柄で、これを再確認することとなったが、六軀が一具であること、祖師像三軀も朝祐の制作であること、前者が祖師堂の像として伽藍神像と共に薬師堂内に祀られていたことなどは、その認識が必ずしも定着してきたともいえない。そのことが伽藍神像は鎌倉市の指定文化財である一方、祖師像は未指定であることにもつながっているだろう。

今後、右の論旨に誤りがなければ、祖師像三軀は鎌倉における室町時代初期の北京律系肖像彫刻の遺例として、また朝祐の肖像彫刻作例として、今後その意義を増してゆくであろう。

最後に、祖師像三軀と伽藍神像三軀が一具として伝来している意義について触れておく。冒頭でも述べたが、当寺は北条義時が建保六年（一一二八）に創建した大倉薬師堂を濫觴とし、それ以後歴代の北条氏に重んじられ、特に得宗家により手厚い保護を受けてきた。永仁四年に九代執権北条貞時が覚園寺と改めて以降は四宗兼学寺院として発展したが、北京律の要素が大きかったことは伽藍配置や仏殿内部の状況で窺われる。その後、当寺は足利尊氏による復興を経て、室町時代にも重んじられ、鎌倉の重要寺院として今日に至っている。

大倉薬師堂創建時の本尊像は失われているが、寺号を覚園寺として整備され、四宗兼学寺院となつて以降も、薬師如来像を本尊とし、十二神将像がそれを護持するさまは受け継がれてきた。一方で、覚園寺となつて以降、北京律が導入されたことにより、薬師堂は仏殿とされ、宋代寺院にならつてその内部に祖師堂と土地堂を設ける形が採用された。今にその名残を留める、仏殿内部のこの景観は、大倉薬師堂から覚園寺へと発展した、いわば当寺の歴史の変遷を如実に示すことができる。このように考えると、祖師像三軀と伽藍神三軀は、

かつての当寺の仏殿空間を具体的に推定させる作例として意外に意義が深く、今後この視点からも見直されてよいと思われる。

【付記】

覚園寺における調査並びに挿図掲載については、覚園寺名誉ご住職仲田昌弘師、現ご住職仲田順昌師に格別なるご配慮を賜りました。記して深謝申し上げます。

また、掲載の写真は萩原哉氏の撮影によっており、あわせて御礼申し上げます。

参考文献

- 今井雅晴 一九九〇「北条義時と寺社及び大倉薬師堂の草創（下）」『鎌倉』六三
- 大森順雄 一九六四・六五「朝祐仏師考・覚園寺造立並に修造次第（一）（二）」『鎌倉』一三・一四、大森一九九一所収
- 大森順雄 一九六七「称名寺律祖像について―四分律宗の宋風導入と造塔の方向―」（『金沢文庫研究一三六』）
- 大森順雄 一九七〇「鎌倉に於ける宋風伽藍の一類型―覚園寺仏殿（現薬師堂）について―」（『鎌倉』一九、大森一九九一所収）
- 大森順雄 一九九一「覚園寺と鎌倉律宗の研究」（有隣堂、大森一九九一所収）
- 田中知佐子 二〇〇八「建長寺伽藍神像をめぐる一考察―中国風伽藍神像の系譜から―」（『仏教芸術』三〇一）
- 三山 進 一九八一 a 「仏師朝祐考」（『神奈川県史研究』四三）
- 三山 進 一九八一 b 「覚園寺薬師三尊像考―中尊の造立年代を中心に―」（『鎌倉彫刻史論考』有隣堂）
- 山田泰弘 一九七四「覚園寺の肖像彫刻」（『鎌倉』二二）
- 鎌倉市文化財総合目録編さん委員会編『鎌倉市文化財総合目録』書跡・絵画・彫刻・工芸篇（鎌倉市教育委員会、一九八六年）
- 『鎌倉の在銘彫刻Ⅱ』（一九八六年、鎌倉国宝館、執筆は山田泰弘氏）
- 『鎌倉の肖像彫刻』（一九八一年、鎌倉国宝館、執筆は渋江二郎氏）

注

『特別展 覚園寺―開山心慧智海七百年忌記念―』（二〇〇五年、鎌倉国宝館）

(1) これまで諸像を取り上げた論考は以下の通りである。

『鎌倉の肖像彫刻』（一九八一年、鎌倉国宝館、執筆は渋江二郎氏）

大森順雄「朝祐仏師考・覚園寺造立並に修造次第（一）（二）」『鎌倉』一三・一四、一九六四・六五年、大森一九九一所収

大森順雄「鎌倉に於ける宋風伽藍の一類型―覚園寺仏殿（現薬師堂）について―」（『鎌倉』一九、一九七〇年、大森一九九一所収）

山田泰弘「覚園寺の肖像彫刻」（『鎌倉』二二、一九七四年）

鎌倉市文化財総合目録編さん委員会編『鎌倉市文化財総合目録』書跡・絵画・彫刻・工芸篇（鎌倉市教育委員会、一九八六年）

『鎌倉の在銘彫刻Ⅱ』（一九八六年、鎌倉国宝館、執筆は山田泰弘氏）

大森順雄「覚園寺と鎌倉律宗の研究」（一九九一年、有隣堂）

『特別展 覚園寺―開山心慧智海七百年忌記念―』（二〇〇五年、鎌倉国宝館）

(2) 実査は、二〇一八年十一月十一日・十八日に、明珍素也、萩原哉、宮原琴海の諸氏と共に行った。

(3) 願行像は頭部が後補と考えられ、体部の保存状態もよくないので判断しづらいが、体部のバランス・奥行きや着衣表現などは大きく異なるところはなく、おおむね同じ頃の作とみておく。しかし、像表面の状態は他の諸像と大きく違うので、異なる環境に伝来したと推定される。

(4) 例えば、以下の論考がある。

大森順雄「覚園寺々々史」（『かながわ文化財』二五 一九六一年）

『鎌倉市史』社寺編第三版（一九七二年 鎌倉市）

大森順雄「覚園寺史」（『覚園寺』一九七五年 覚園寺）

『特別展 覚園寺』（二〇〇五年 鎌倉国宝館）

(5) 覚園寺文書。『鎌倉市史』史料編第一（一九五八年 鎌倉市）の

- 五一八。
- (6) 覚園寺文書。『鎌倉市史』史料編第一（一九五八年 鎌倉市）の四八二。
- (7) 覚園寺文書。『鎌倉市史』史料編第一（一九五八年 鎌倉市）の四八四。
- (8) 覚園寺文書。『鎌倉市史』史料編第一（一九五八年 鎌倉市）の四九二。
- (9) 覚園寺文書。『鎌倉市史』史料編第一（一九五八年 鎌倉市）の五〇九。
- (10) 覚園寺文書。『鎌倉市史』史料編第一（一九五八年 鎌倉市）の五一九。

本稿は、科学研究費助成事業による基盤研究（C）（一般）「中世・近世の肖像彫刻に関する総合的研究」（課題番号18K00165、研究代表者：塩澤寛樹）の成果の一部である。



同 頭部正面



智海心慧上人坐像 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



同 頭部正面



南山道宣律師坐像 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



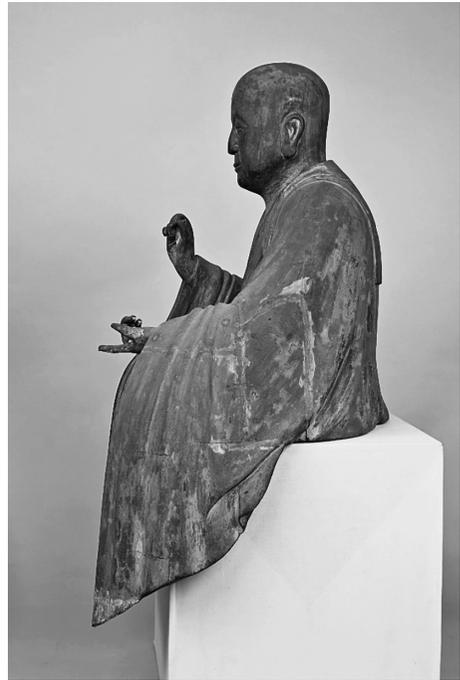
同 頭部正面



大智元照律師坐像 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



同 頭部正面



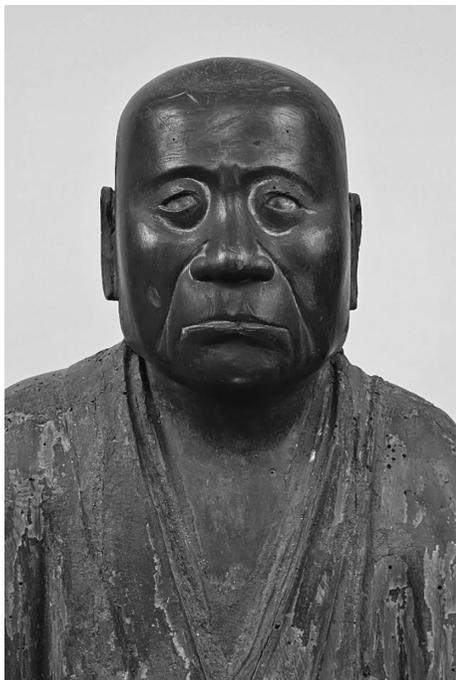
俊苒律師坐像 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



同 頭部正面



願行上人坐像 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



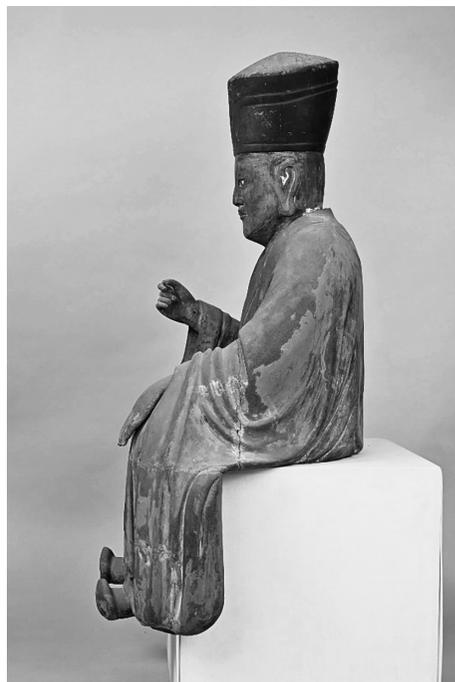
同 頭部正面



伝修利菩薩倚像（張大帝） 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



同 頭部正面



伝大権菩薩像(大権修利または招宝七郎) 全身正面



同 右斜側面



同 左側面



同 頭部正面



伝太帝菩薩像（太白龍王か） 全身正面



同 右斜側面



同 左側面

